補助標識

［略］

遠隔操作型小型車（503の２）	駐車余地（504）
遠隔小型 遠隔小型を除く	駐車余地6m

［略］

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一)　表示

［1～36　略］

37　「自転車及び歩行者等専用」、「自転車一方通行（326の２－Ａ）」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

［38・39　略］

40　「歩行者等横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41　［略］

42　「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定し、若しくは遠隔操作型小型車が標示板が表示する交通の規制の対象となるかどうかを示すため必要な事項、交通の規制が行われている日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。）又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

(二)　［略］

補助標識

［同上］

駐車余地（504）	
駐車余地6m	

［同上］

備考

一　本標識板（本標識の標示板をいう。）

(一)　表示

［1～36　同上］

37　「自転車及び歩行者専用」、「自転車一方通行（326の２－Ａ）」、「平行駐車」、「直角駐車」及び「斜め駐車」を表示する規制標識並びに「横断歩道」、「自転車横断帯」及び「横断歩道・自転車横断帯」を表示する指示標識の標示板については、特に必要がある場合においては、当該標示板の記号の鏡像である記号を用いることができる。

［38・39　同上］

40　「歩行者横断禁止」を表示する規制標識の標示板の文字には、図示の「横断禁止」に代えて「わたるな」を用いることができる。

41　［同上］

42　「規制予告」を表示する指示標識の標示板の文字は、標示板が表示する交通の規制の対象となる車両の種類を特定するため必要な事項、交通の規制が行われている日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を示す場合にあつては、「休日」と表示する。）又は時間及び交通の規制が行われている場所までの距離を示す。

(二)　［同上］